

福祉用具における同一品目の複数貸与の取り扱いについて

令和8年4月6日
宜野湾市介護長寿課

1. 趣旨

本取り扱いは、介護保険制度の理念に基づき、利用者の自立支援と給付の適正化を両立させることを目的とする。利用者の身体状況や住環境により真に必要と認められる場合に限り、例外的に福祉用具の複数貸与を承認する運用の基準を定める。

2. 基本原則

複数貸与の判断にあたっては、以下の点を総合的にアセスメントし、サービス担当者会議で検討しなければならない。

- 利用者の自立支援や重度化防止、安全確保のために複数貸与が必要か。
- 住宅改修や他の代替サービス、家族等の協力による対応が困難であるか。
- 利用者または家族が用具を適切に管理・使用できる能力を有しているか。

3. 品目別の届出区分

事務負担の軽減と適正化の観点から、品目ごとに届出の要否を以下の通り分ける。

区分	対象品目	対応事項
届出必須品目 (※)	車いす、歩行器、歩行補助つえ、 認知症老人徘徊感知機器	貸与開始前に市へ理由書の提出が必要。ただし、『4. 複数貸与が認められる具体的理由』に該当する場合は、届出は不要だが、ケアプランへの理由記載と適切なアセスメントが必須。
届出不要品目	手すり、スロープ、 特殊寝台付属品、体位変換器	届出は不要だが、ケアプランへの理由記載と適切なアセスメントが必須。
原則不可品目	特殊寝台、床ずれ防止用具、 移動用リフト、自動排泄処理装置	複数貸与は原則想定されない。 極めて特殊な事情がある場合は個別相談とする。

※「歩行補助つえ」、「車いす」、「歩行器」のうち、異なる品目を同時に貸与する場合も理由書の提出が必要です。

4. 複数貸与が認められる具体的理由

1. 移動用具（車いす・歩行器・つえ）

- 本人や介護者がタイヤ等の拭き取りや持ち運びをすることが困難で、屋内外の併用が物理的に不可能な場合。
- 住環境（廊下の幅、玄関の段差等）により、屋外用と屋内用でサイズや機能を変える必要がある場合。
- 2本のつえを同時に使用することで、歩行バランスが著しく安定し、安全な移動が可能になる場合。

2. 認知症老人徘徊感知機器

- 複数の出入口や生活動線があり、1か所の設置では利用者の安全確保が不十分な場合。

5. 事務手続きフロー

1. アセスメント：ケアマネジャーは身体機能、生活動線、住宅改修の可否を精査する。
2. 専門職の関与：移動用具については、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）等のリハビリテーション専門職の意見を聴取することを推奨する。
3. 担当者会議：複数貸与の必要性を多職種で精査し、そのプロセスを会議録に明記する。
4. 理由書の提出：貸与開始前に、以下の書類を市へ提出する。
 - 同一品目の福祉用具を複数貸与する場合における理由書
 - 居宅サービス計画書（第1表～第4表）の写し
または 介護予防サービス支援計画表及び介護予防サービス担当者会議の要点
 - アセスメントシート
 - 対象用具のカタログ等の写し
5. 確認・意見付与：市は提出内容を確認し、必要に応じて意見を付する。

6. モニタリングと更新時の取扱い

理由書の効力は、現在の要介護認定の有効期間終了日までとする。

認定更新や区分変更の際には、再度アセスメントを行い、継続の必要がある場合は有効期間内に再手続を行う。

モニタリング時には、実際の使用頻度や管理状況を確認し、必要性が消失した場合は速やかに不要な福祉用具を返却する。